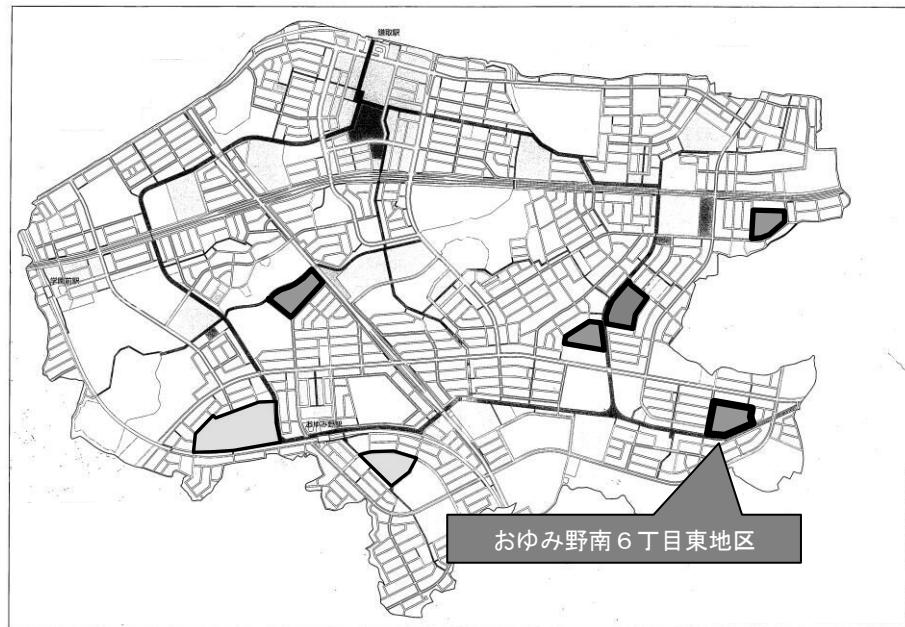


すみよいまちづくりのために

おゆみ野南 6 丁目東地区

地区計画の手引き



千葉市

目 次

は じ め に	1
《地区計画について》	2
《地区計画の運用基準》	5
1 建築物等に関する制限について	5
(1) 建築物等の用途の制限について	5
(2) 建築物の敷地面積の最低限度について	7
(3) 壁面の位置の制限について	7
(4) 建築物の形態又は意匠の制限について	10
(5) かき又はさくの構造の制限について	11
2 届出の手続き	13
(1) 届出の必要な行為	13
(2) 届出先	13

はじめに

おゆみ野南6丁目東地区（以下、「本地区」といいます。）は、住む人たちがふるさと意識を持てるような、ゆとりとうるおいのある住宅地づくりを進めてきた千葉東南部土地区画整理事業区域のおゆみ野南東部に位置しています。その中で本地区は、「美しい街並み」、「安全・安心」、「環境との共生」が充足される良好な居住環境の形成を目標としております。

既に皆様ご存じのことと思いますが、建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法により一定の基準が定められていますが、これらの基準だけでは、本地区の目標とするまちづくりを実現するには充分ではありません。

このため、本地区では地区計画制度によりまちづくりのルールを定め、良好な居住環境と美しい街並みを形成・保持していくこととなりました。

この冊子は、本地区の地区計画の内容を説明したものです。今後建築をされる場合あるいはかき又はさくを設置する場合等に、この冊子をご活用いただければ幸いです。

この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、住みよい、愛着のもてるまちづくりのためのご協力をお願いいたします。

おゆみ野南6丁目東地区

平成15年5月30日決定 千葉市告示第325号

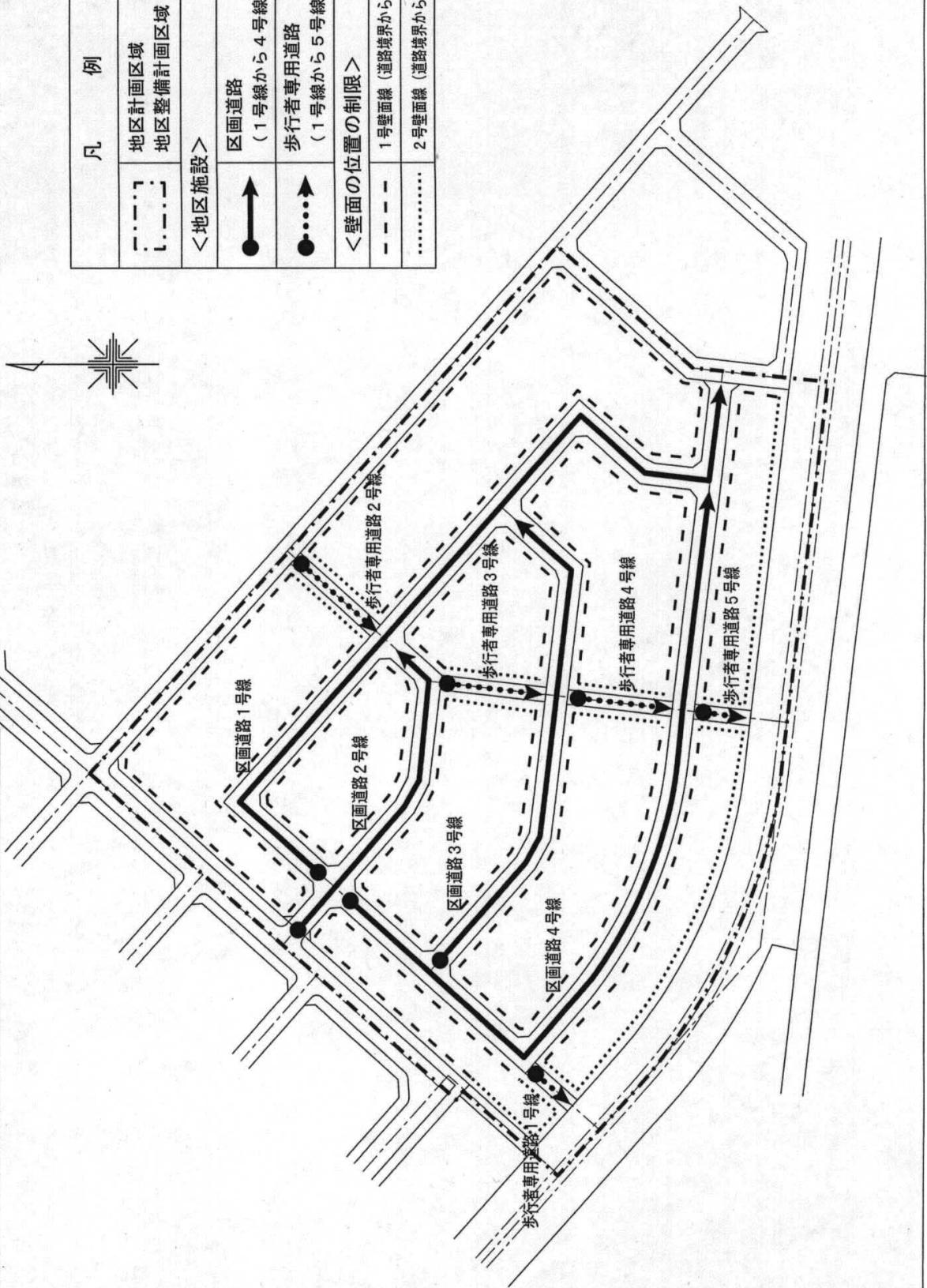
平成18年1月17日変更 千葉市告示第28号

名 称	おゆみ野南6丁目東地区地区計画		
位 置	千葉市緑区おゆみ野南6丁目の一部		
面 積	約2.9ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、おゆみ野の南東部に位置し、土地区画整理事業により、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを目指して、住宅地としての施設整備が行われている。そこで、地区計画を導入することにより、美しい街並み、安全・安心、環境との共生が充足される良好な居住環境の形成・保全を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備開発及び保全に関する方針	<p>[土地利用に関する方針] 低層戸建て住宅地として土地利用を行い、それぞれの個性を出しながらも統一感があり、植栽などによる緑豊かな美しい街並みにより確保される良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>[地区施設の整備の方針] 公共空間の緑化やバリアフリー化を促進するとの観点に基づき、地区施設の整備の方針を次のとおり定める。</p> <p>(1) 車が通り抜けない、歩行者優先の道路を整備する。</p> <p>(2) 周辺との一体的な道路網を形成するため、歩行者専用道路を整備する。</p> <p>[建築物その他の工作物の整備の方針] 土地利用に関する方針に基づき、建築物等に関する事項を定め、良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>(1) 建築物等の用途の制限</p> <p>(2) 建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>(3) 壁面の位置の制限</p> <p>(4) 建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>(5) かき又はさくの構造の制限</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路1号線 区画道路2号線 区画道路3号線 区画道路4号線 歩行者専用道路1号線 歩行者専用道路2号線 歩行者専用道路3号線 歩行者専用道路4号線 歩行者専用道路5号線	幅員 6m 延長 約240m 幅員 6m 延長 約 95m 幅員 6m 延長 約140m 幅員 6m 延長 約235m 幅員 4m 延長 約 15m 幅員 4m 延長 約 30m 幅員 4m 延長 約 30m 幅員 4m 延長 約 30m 幅員 4m 延長 約 15m

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>1. 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの のうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>2. 自動車車庫の用途に供する工作物は、築造してはならない。</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	165m ²
		壁面の位置の制限	<p>1. 建築物(地階の部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1号壁面線については、1m以上とする。</p> <p>(2) 2号壁面線については、1m以上とする。</p> <p>ただし、物置その他これに類する附属建築物で、高さが3m以下のもの又は建築物に附属する自動車車庫については、この限りでない。</p> <p>2. 建築物(地階の部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの後退距離は、0.8m以上とする。</p> <p>ただし、物置その他これに類する附属建築物で、高さが3m以下のもの又は建築物に附属する自動車車庫については、この限りでない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け周辺の環境と調和した落ち着きのある色調とする。</p> <p>2. 建築物に附属する自動車車庫(建築物等の用途の制限第1項第1号及び第2号に掲げる建築物と別棟のものに限る。)は、外壁を有してはならない。</p> <p>ただし、外壁の長さの合計が当該建築物の水平投影された部分の周長の1/2以内であるものについては、この限りでない。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさく(門柱及び門扉を除く。)の構造は、生垣又は透視可能なフェンスその他これらに類する構造とする。</p> <p>ただし、コンクリート造、ブロック造、石垣、その他これらに類する構造であって高さが0.6m以下のもの、門柱の用に供するものは、この限りでない。</p>
			「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

おゆみ野南6丁目東地区地区計画 計画図

凡 例	
-----	地区計画区域
.....	地区整備計画区域
<地区施設>	
↔	区画道路 (1号線から4号線)
→	歩行者専用道路 (1号線から5号線)
<壁面の位置の制限>	
- - -	1号壁面線 (道路境界から1m)
....	2号壁面線 (道路境界から1m)



《地区計画の運用基準》

1. 建築物等に関する制限について

本地区では、良好な居住環境へと誘導・形成を図るため、地区整備計画により次のように建築物の制限が定められています。

(1) 建築物等の用途の制限について

本地区内は、用途地域により建築できる建築物の用途が定められていますが、さらに緑豊かで良好な居住環境を備えた低層戸建住宅の土地利用を図るため、地区計画で次のような建築物の用途の制限をしています。

建築物等の 用途の制限	1. 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの のうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (3) 前各号の建築物に附属するもの
	2. 自動車車庫の用途に供する工作物は、築造してはならない。

本地区では、一戸建て住宅と、一戸建て住宅で小規模な事務所や店舗を兼ねる兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3で定めるもの)以外の用途を制限しています。したがって、共同住宅(アパート等)、長屋、寄宿舎等の建築はできません。ただし、今後高齢化社会の到来により、数世帯の親子が同居することも想定されますので、住宅内部で行き来できるような一戸建住宅の形態をしたいわゆる2世帯住宅や3世帯住宅は建築が可能です。

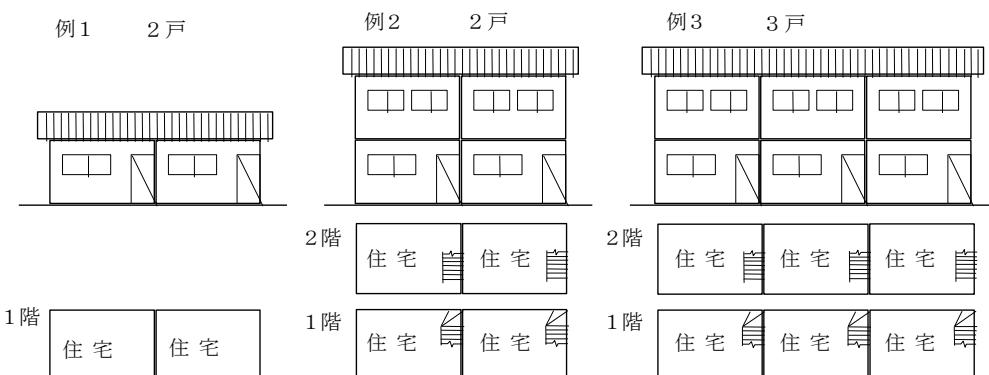
機械式立体駐車場(自動車車庫)は、築造できません。

【建築基準法施行令第130条の3で定める兼用住宅】

- 延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、事務所、学習塾、美術品又は工芸品を製作するアトリエ等の用途を兼ねるもので、兼用部分の床面積の合計が50m²以下のものです。

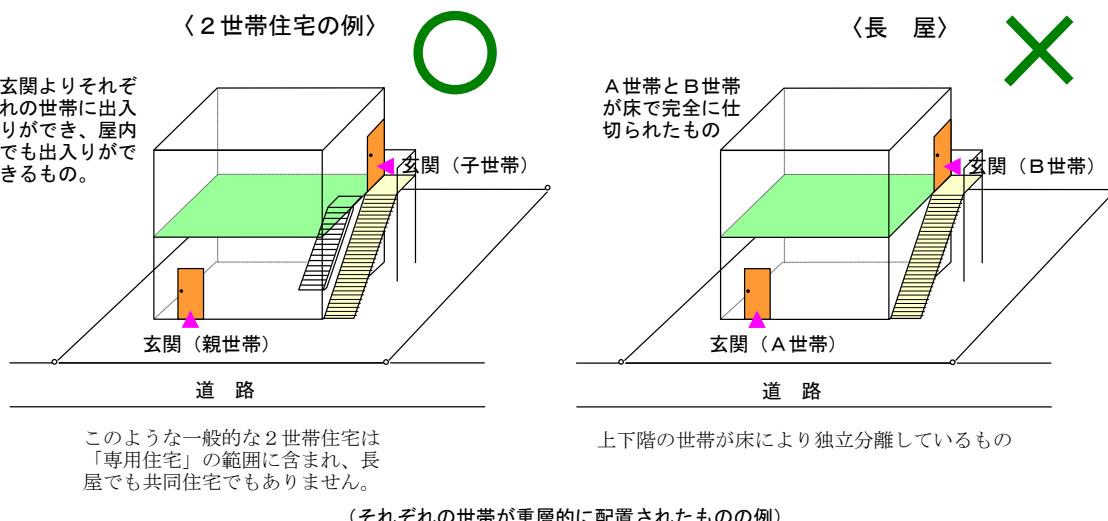
【長屋について】

個々に独立した機能を有する建築物の集合体で、壁等で仕切られ共有部分を有しない構造のもの。一般的には2戸以上の住宅を一棟に連ねたもので、それぞれの住宅が壁を共有し、棟内の住宅間で行き来できないような構造のものをいいます。本地区では長屋を建築することができません。



【2世帯住宅と長屋の違いについて】

本地区において建築が可能な2世帯住宅は、玄関よりそれぞれの世帯に出入りができるとともに、屋内でも各世帯間で行き来ができる構造のものです。一方、それぞれの世帯が床や壁で完全に仕切られている構造のものは長屋に該当し、本地区では建築できません。



(2) 建築物の敷地面積の最低限度について

宅地の細分化に伴う建て詰まりを予防し、ゆとりある良好な居住環境を維持していくことを目的として、建築物の敷地面積の最低限度を定めています。

敷地面積の 最 低 限 度	165 m ²
------------------	--------------------

建築物の敷地面積は、165 m²以上でなければ建築することができません。

土地の一部を売却したりしてこの最低限度よりも面積を減らしてしまった場合には建築物を建築することができなくなります。

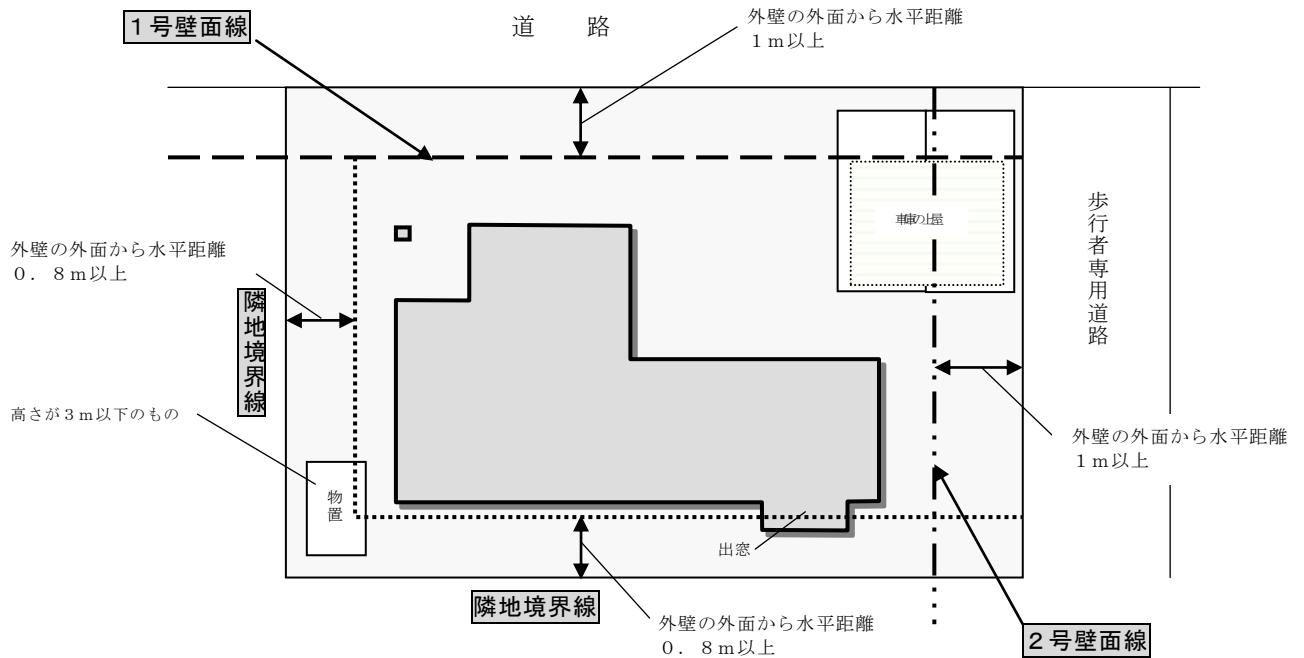
(3) 壁面の位置の制限について

建築物の周りに空間をとることにより、日照や通風・植栽空間等を確保し、ゆとりある緑豊かで良好な居住環境を形成し、保持していくことを目的として壁面の位置の制限を定めています。本地区において建築物を建築する場合には、道路境界線及び隣地境界線から次に定める距離まで後退してください。

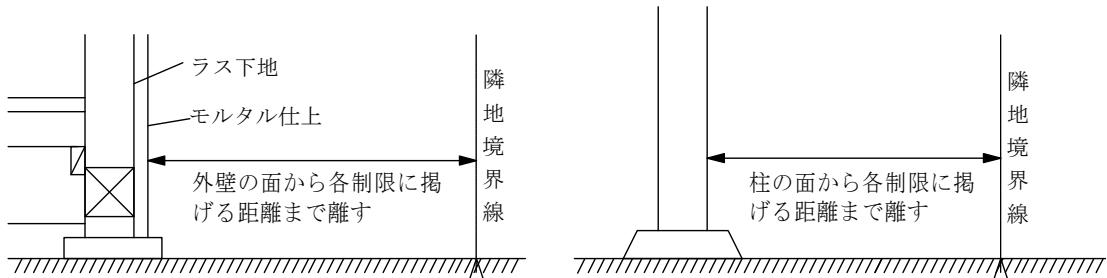
壁 面 の 位 置 の 制 限	1. 建築物（地階の部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。		2. 建築物（地階の部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの後退距離は、0.8m以上とする。 ・ただし、物置その他これに類する附属建築物で高さが3m以下のもの又は建築物に附属する自動車車庫については、この限りでない。
	(1) 1号壁面線については、1m以上とする。		

※なお、1号壁面線、2号壁面線については4ページの計画図参照のこと。

【壁面の位置の制限】



① 外壁面及び柱の面からの有効水平距離について

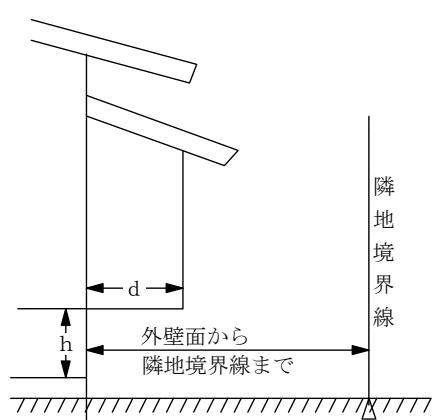


※バルコニー等で建築面積に算入されないものもありますが、人が立ち入ることのできる空間であるため、バルコニー等の外壁面が壁面の位置の制限の対象となります。

② 出窓の取扱いについて

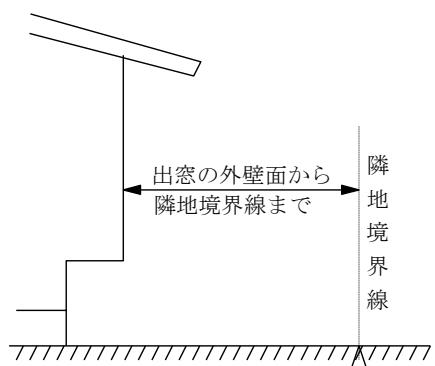
形状が“通常の出窓”であるもので、次の各号のすべてに該当するものは、出窓部分に関係なく周囲の外壁面から隣地境界線までの距離を後退距離とします。

- 1) 下端の床面からの高さ(h)が 30cm 以上であること。
- 2) 周囲の外壁面からの水平距離(d)が 50cm 以上突き出ていないこと。
- 3) 室内側からの見付面積の 1/2 以上が窓であること。

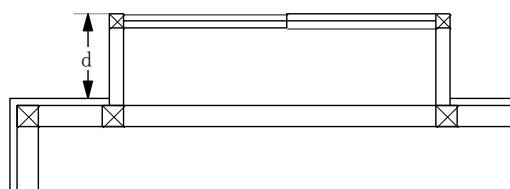


※ 次の各号のうち、一つでも当てはまる場合は“通常の出窓”にはなりません。そのため、出窓の外壁面から隣地境界線までの距離が後退距離となります。

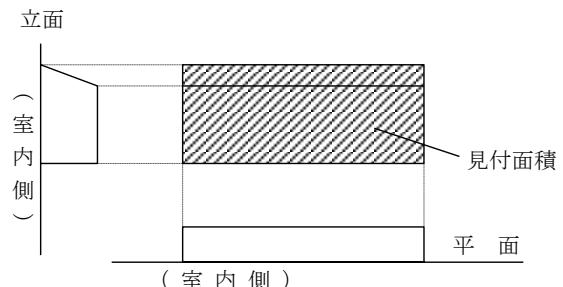
- 1) 出窓部分が屋根と一体になっており、下屋でないもの。
- 2) 出窓部分の天井が室内の天井の高さ以上にあるもの。
- 3) 出窓の相当部分が棚などの物品の保管格納の用途のもの。
- 4) 当該部分の下に地袋を有しているもの。
- 5) その他特殊な形状のもの。または床としての機能を有しているもの。



○ 窓のとり方

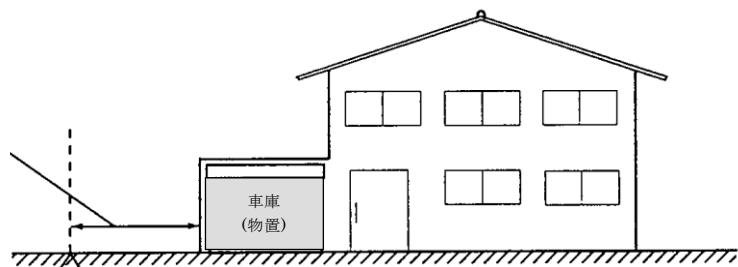


○ 見付面積のとり方



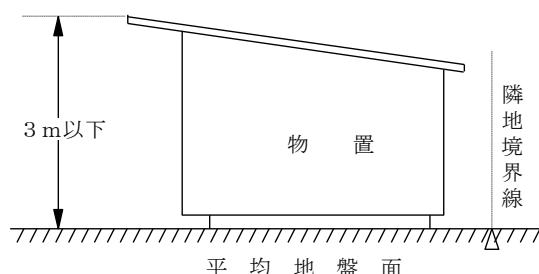
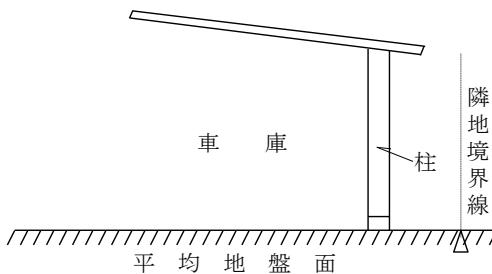
③ 建築物と一体の車庫（物置）の場合

車庫（物置）部分の外壁面から各制限に掲げる距離まで離す



④ 壁面の位置の制限を適用除外される附属建築物等

2号壁面線（道路境界線）及び隣地境界線においては、建築物に附属する自動車車庫、または物置などで高さが3.0m以下であるものについては、壁面の位置の制限の適用を除外されます。なお、適用除外であっても、地区計画の届出は必要になります。



(4) 建築物の形態又は意匠の制限について

それぞれの個性を出しながらも、統一感のある家並みを形成するために、建築物の屋根及び外壁または柱の色彩については、周辺と調和する落ち着きのある色調を用いる旨定めています。

建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け周辺の環境と調和した落ち着きのある色調とする。</p> <p>2. 建築物に附属する自動車車庫（建築物等の用途の制限第1項第1号及び第2号に掲げる建築物と別棟のものに限る。）は、外壁を有してはならない。 ただし、外壁の長さの合計が当該建築物の水平投影された部分の周長の1／2以内であるものについては、この限りでない。</p>
-----------------------	---

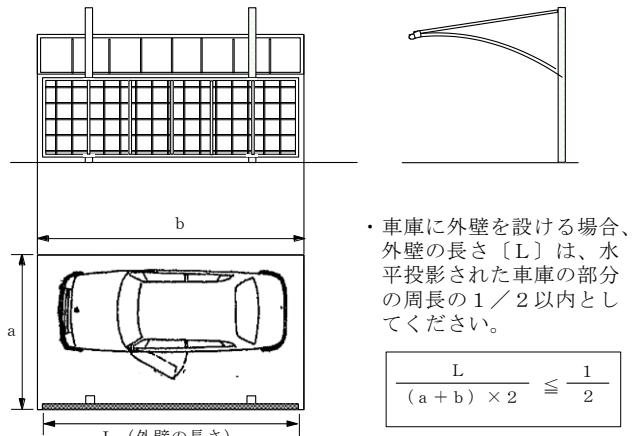
① 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩について

建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色は、赤・黄色等の原色を避け、落ち着きのある色を選定してください。色見本による規定はありません。

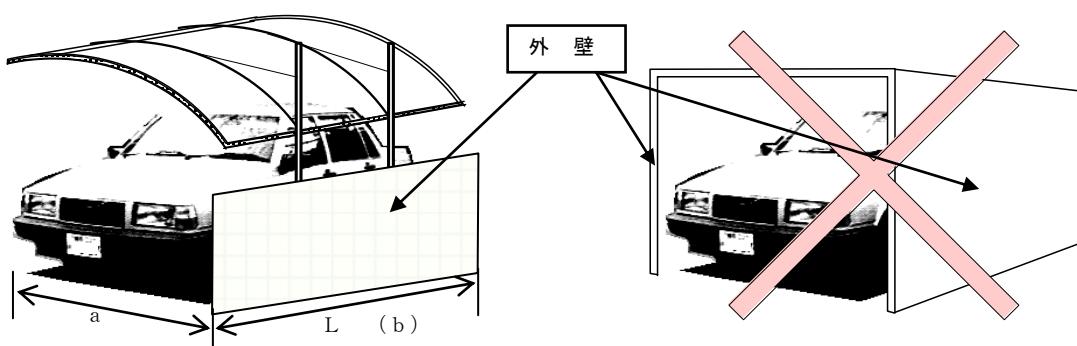
② 建築物に附属する自動車車庫の外壁について

建築物本体と別棟の自動車車庫を設ける場合は、景観に十分配慮したデザインとし、周囲に圧迫感を与えないようにするために、外壁で覆わないものとします。

ただし、外壁の長さの合計が当該建築物の水平投影された部分の周長の1／2以内であるものは許容されます。



【自動車車庫について】

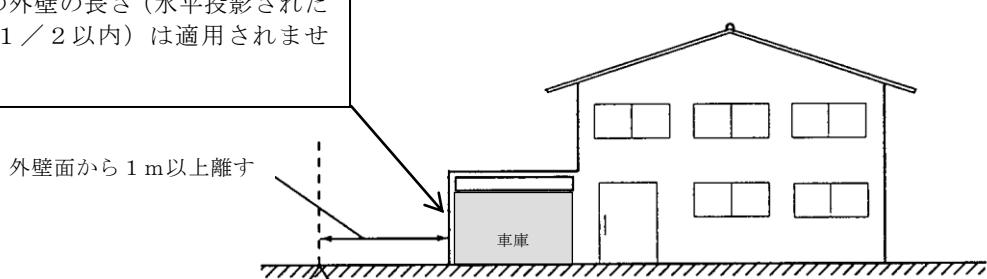


・車庫を設ける場合は、外壁等の面を被わない構造のものとしてください。

・外壁の長さの合計が、水平投影された周長の1／2以上被った構造のものは設置できません。

③ 建築物と一体の車庫の場合（壁面の位置の制限を受けるもの）

建築物と一体の車庫の壁は、建築物の外壁と見なし、車庫の外壁の長さ（水平投影された部分の周長の $1/2$ 以内）は適用されません。



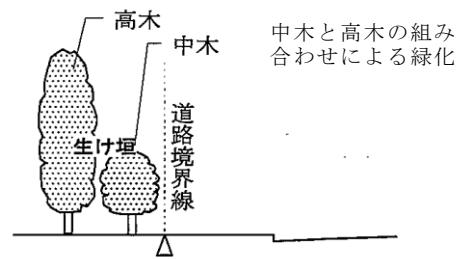
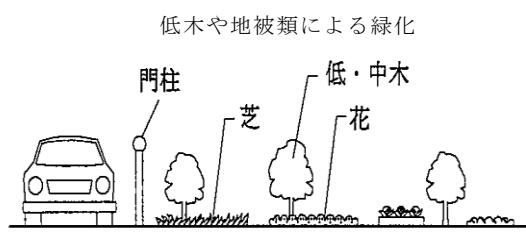
(5) かき又はさくの構造の制限について

緑豊かでゆとりのある優れた景観を有する街並みを形成し、保持していくことを目的として、かき又はさくの構造に制限を定めています。

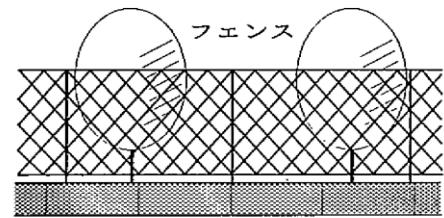
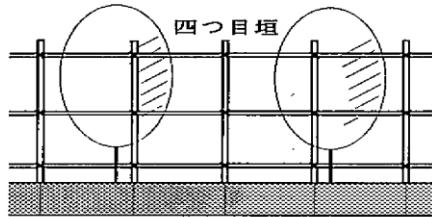
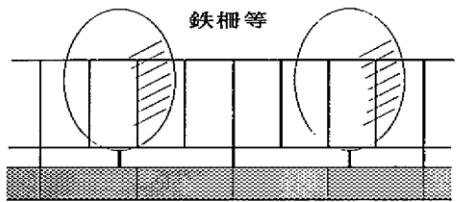
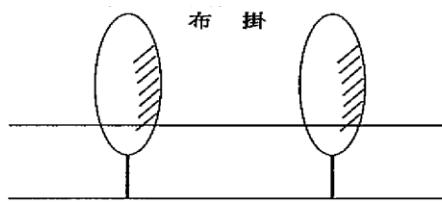
かき又は さくの 構造の制限	かき又はさく（門柱及び門扉を除く。）の構造は、生垣又は透視可能なフェンスその他これらに類する構造とする。 ただし、コンクリート造、ブロック造、石垣、その他これらに類する構造であって高さが0.6m以下のもの、門柱の用に供するものは、この限りでない。
----------------------	--

本地区では、美しい街並み、環境との共生が充足される良好な居住環境の形成を考慮し、地区的緑化を推進し緑豊かな街並みとなるよう、かき又はさくの構造は生垣とするように努めて下さい。透視可能なフェンス等の場合は、樹木等を併せて植栽すると緑豊かな街並みが演出できます。ブロック造や石垣等で施工される場合は、高さを0.6m以下としてください。

○緑化の例



○透視可能な工法の例



2 届出の手続き

(1) 届出に必要な行為

当地区内で次の行為を行う場合は工事着手の30日前までに千葉市長に届出が必要です。

- ・土地の区画形質の変更・・・切土、盛土、道路・宅地の造成等
- ・建築物の建築、工作物の建設・・・新築・増改築・移転・修繕等
- ・建築物等の用途の変更・・・地区整備計画で用途の制限が定められている場合
- ・建築物等の形態又は意匠の変更・・・地区整備計画で建築物等の形態又は意匠の制限が定められている場合
- ・変更の届出・・・届出の内容に変更があった場合

(2) 届出先

別紙の届出書（定められた様式）に必要事項を記載の上、関係図書を添付し、正本・副本の2部を千葉市長（窓口は千葉市役所 都市計画課）へ提出して下さい。

なお、建築確認申請を必要とする場合は、この届出書の副本（審査を終了した受理書）を建築確認申請書に添付し申請して下さい。（ただし、民間の確認審査機関に申請する場合の要否については各審査機関にご確認ください。）

※ご不明な点がありましたら下記へお問い合わせ下さい。

千葉市役所都市局都市部都市計画課土地利用班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043(245)5304

2016.4 改訂